



発行 新潟県
第75号
 令和7年9月24日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 887 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 888 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 889 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 890 道路の区域変更（道路管理課）

教育委員会告示

- 6 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第887号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。
 令和7年9月24日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
長岡市 小国町土地改良区	七日町	農業用排水施設整備 （県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	令和7年9月11日	第48条

◎新潟県告示第888号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。
 令和7年9月24日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
長岡市 小国町土地改良区	法坂	農業用排水施設整備 （県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	令和7年9月11日	第48条

◎新潟県告示第889号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を
 令和7年9月11日認可した。

令和7年9月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年9月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市江積359番2から 同市江積511番7まで	新	12.0～24.6メートル	595.5メートル
佐渡市江積359番2から 同市江積370番2まで	旧	12.0～24.6メートル	44.8メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次の表のように改正し、改正後の第11条の3及び第11条の6の規定は、令和7年4月1日から適用する。

令和7年9月24日

新潟県教育委員会

教育長 太 田 勇 二

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(子の看護等休暇)</p> <p>第11条の3 <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日</u>までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。</u></p> <p>(1) 年5日（その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合</u>にあつては、10日）以内とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(出生サポート休暇)</p> <p>第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、</p>	<p>(子の看護休暇)</p> <p>第11条の3 <u>小学校就学前の子</u>（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせることをいう。）のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。<u>ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</u></p> <p>(1) 年5日（その養育する<u>小学校就学前の子が2人以上の場合</u>にあつては、10日）以内とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(出生サポート休暇)</p> <p>第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、</p>

<p>出生サポート休暇（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。</p> <p>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内で認められる時間又は期間とする。</p>	<p>出生サポート休暇（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。<u>ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</u></p> <p>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内で認められる時間又は期間とする。</p>
--	---